

京都市アバンティホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第143号

京都市アバンティホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都市アバンティホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

「	「
6, 100 ^円	6, 710 ^円
370	410
3, 200	3, 520
1, 500	1, 650
370	410
130	140
730	800
1, 300	1, 430
250	280
130	140
250	280
250	280
490	540
9, 700	10, 670
1, 600	1, 760
1, 600	1, 760
3, 200	3, 520

別表備考以外の部分中

610
1,300
1,600
1,600
730
730
4,800
1,600
3,700
1時間以内につき10,900円 1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,820円を加えた額
7,900
2,500
1,300
370
490
2,500
1,300
1,300

を

670
1,430
1,760
1,760
800
800
5,280
1,760
4,070
1時間以内につき11,990円 1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに2,000円を加えた額
8,690
2,750
1,430
410
540
2,750
1,430
1,430

1, 300
370
1, 300
1, 300
250
6, 100
18, 200
11, 000
1, 300

1, 430
410
1, 430
1, 430
280
6, 710
20, 020
12, 100
1, 430

」

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)